

基準6（運動・レジャー施設及び墓園等の管理施設）

市街化調整区域における次の運動・レジャー施設等に併設される建築物で、当該施設の管理上、又は利用上最小限必要不可欠なもの。

- (1) 第二種特定工作物に類する運動・レジャー施設及び墓園
- (2) 自然休養村整備事業の用に供する施設
- (3) ゴルフ打放し練習

注1 前記（1）の第二種特定工作物に類する運動・レジャー施設とは、次に掲げるものをいう。

- ア キャンプ場、スキー場等、施設自体が第二種特定工作物に該当しないもの。
- イ 第二種特定工作物相当施設であるが、規模要件に欠けるため、当該特定工作物として位置付けできないもの。

注2 第二種特定工作物の用途に該当しないもの（前記（2）及び（3））については、環境保全について十分配慮された計画であるとともに周辺の土地利用に支障をきたさないものであること。

平成12年 4月27日	平成12年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成12年 4月 1日

ア 注1アの「スキー場等」について

マリーナ等の海洋型運動・レジャー施設を含むものとする。

また、マリーナ等の海洋型、運動・レジャー施設において付属の管理施設（管理事務所、施設利用者のための休憩所、艇庫、修理施設等をいう（宿泊施設は該当しない。。））を建築する場合は、当該施設を含めた運動・レジャー施設の計画が次の全ての要件に該当すること。

- ① 申請者が、ヨット、モーターボート、ジェットスキー等を所有していること
〔確認資料〕船舶検査証書等
- ② 申請者が4級小型船舶操縦士以上の資格を有しているか、有資格の従業員等がいること。
〔確認資料〕免許書の写
- ③ 管理施設である、建築物の高さは15メートル以下であること。（高さは建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。）
- ④ 管理施設が立地する敷地は海域に接していること。
- ⑤ 運動・レジャー施設の計画については、海岸法、港湾法、自然公園法等関連する他法令による許認可が得られる見込みがあること。
- ⑥ 地元の漁業組合等と事前に協議がなされ、おおむねの了解が得られていること。

イ 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- ① 理由書
- ② 第二種特定工作物に類する運動・レジャー施設であることを証する図書